

渋谷区立富谷小学校 PTA規約

第1条 設置

1. 本会は、渋谷区立富谷小学校PTA（以下「PTA」という。）と称する。
2. PTAは、1949年10月1日に設立した。
3. PTAの所在地は、東京都渋谷区上原1丁目46番4号、渋谷区立富谷小学校（以下「本校」という。）内とする。
4. PTAの事務所は、前項の所在地と同一の場所に置く。

第2条 目的

PTAは、児童の幸福のために父母と教員が協力して、次の目的をもって活動する。

- (1) 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
- (2) 児童の教育環境を向上する。
- (3) 会員相互の親睦を図り、教養を高める。

第3条 活動方針

PTAは、民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 特定の政党、宗派に偏らない。
- (2) PTA 又は PTA会員の名で、どんな営利的企業も、他のどんな職務（公私を問わず）の候補者も推薦しない。
- (3) PTAは、自主独立のものであって、他のどんな団体及び関係機関の支配や干渉を受けない。
- (4) 児童の福祉増進のために、他の団体及び関係機関と協力して活動する。
- (5) 教育行政に干渉しない。
- (6) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令及び別に定めるプライバシーポリシーに従う。

第4条 会員

PTAは、次の者（以下「会員」という）で構成する。

- (1) 本校に在籍する児童の父母又はこれに代わる者（以下「保護者」という）
- (2) 本校に勤務する者（校長を除く）

第5条 会計

PTAの活動に要する経費は、会費その他の収入をもって支弁する。

- (1) PTAの会計は、総会（第8条に規定する総会。以下同じ）で認められた予算に基づいて行う。
- (2) PTAの会計は、監査を経て、総会に報告されなければならない。
- (3) PTAの会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6条 役員

1. PTAに次の役員をおく。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 6～10名
 - (3) 書記 2～4名
 - (4) 会計 2～4名
2. 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 役員は、総会で選任する。
4. 役員は、会員の中から選任する。

第7条 監査委員

1. PTAの会計を監査するため、監査委員（保護者2～3名）を置く。
2. 監査委員は、年1回以上監査を実施する。
3. 前条第2項から第4項までの規定は、監査委員に準用する。

第8条 総会

1. 総会は、全会員をもって構成し、PTAの最高議決機関とする。
2. 総会は、構成員の7分の1を定足数とし、出席者の過半数をもって決する。
3. 会員は、総会に出席できない場合は、委任状をもって、総会成立に関する機能を会長に委任することができる。
4. 総会は、毎年定期（5月・3月）に会長が招集する。ただし、役員会が必要と認めたとき又は会員の10分の1以上の要求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
5. 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 5月総会...活動報告及び会計報告、活動計画及び会計予算案、規約の改正等
 - (2) 3月総会...役員及び監査委員の選任、規約の改正等
6. 総会は、書面による決議も総会決議とみなし、これを書面総会とする。書面総会においては、会員は審議内容に対する反対の意思がある場合には、書面によってその意思を示し議決権を行使する。決議内容に対する意思表示がない場合には、審議内容に賛成と見なし、賛成数が会員数の過半数に達することで、議決とする。
7. 第5項(1)に規定する5月総会並びに第5項(2)に規定する3月総会は、原則書面総会とする。

第9条 役員会

1. 役員会は、役員及び校長で構成する。
2. 第10条第2項に定める特別委員会の委員長は、必要がある場合は出席して、意見を述べることができる。
3. 役員会は、PTA活動に関する事務的事項を審議する。
4. 役員会は、総会に諮る議案を調整する。
5. 役員会は、執行部の2分の1を定足数とし、出席者の過半数をもって決する。
6. 役員会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき又は構成員の4分の1以上の要求があったときは、会長は臨時に、役員会を招集しなければならない。

第10条 特別委員会

1. 役員会は、必要に応じて、特別委員会を設けることができる。
2. 前項の特別委員会は、その任務が終了すると同時に解散する。

第11条 細則

1. PTAの運営に関して必要な事項は、本規約に反しない限りにおいて、細則で定める。
2. 前項の細則は、役員会の議決により定める。
3. 会長は、細則を制定し、改正し、又は廃止した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第12条 役員等の職務遂行に関する支援

1. 本会は、役員、監査委員その他本会の活動に従事する者及びこれらの者であった者（以下「役員等」という。）が、その在任中又は本会の活動に従事していた期間中の職務又は活動に関連して本会内外の者から苦情、請求その他の申立てを受けた場合、当該役員等のみに対応を委ねることなく、本会として必要な対応及び支援を行う。
2. 本会は、前項の対応又は支援に必要があると認めるときは、弁護士その他の専門家への相談、保険の利用その他必要な措置を講ずることができ、そのために必要かつ相当な費用を本会の負担とすることができる。
3. 前2項の規定は、故意又は重大な過失による行為、私的な行為その他本会の職務又は活動と認められない行為について、本会が責任を負うことを定めるものではない。

第13条 改正

本規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は、総会の1週間前までに会員に知らせておかなければならない。

富谷小学校 P T A 細則

（趣旨）

第1条 この細則は、富谷小学校 P T A 規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、渋谷区立富谷小学校 P T A（以下「P T A」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（会費）

第2条 規約第4条に規定する会員は、P T A の活動に要する経費に支弁するための会費を納入する。

2 同条第1号に規定する会員の会費は、児童1人あたり予算で定める額とする。（但し、同世帯で兄弟が同時に3人以上在籍する場合、3人目以降は P T A 会費を免除する。）

3 同条第2号及び第3号に規定する会員の会費は、前項と同額とする。

（役員、監査委員の補充）

第3条 会長が欠けた場合は、副会長のうち1名が役員会の議を経て就任する。

2 会長以外の役員及び監査委員に欠員が生じた場合は、役員会で補充する。

3 補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第4条 会長の任務は、次のとおりとする。

（1）P T A を代表する。

（2）各係を委嘱する。

（3）役員会の承認を得て、規約10条第1項に規定する特別委員会の正副委員長及び委員を委嘱及び公示する。

（4）P T A の財産及び会計を管理する。

第5条 副会長の任務は、次のとおりとする。

（1）会長を補佐する。

（2）会長に事故があった際には、その代理を務める。

（3）総会役員会の議事を進行する。

（4）各担当を統括する

第6条 書記の任務は次のとおりとする。

（1）総会役員会の議事並びに P T A 活動に関する重要事項を記録する。

（2）会長の指示に従って、P T A の通信に関する事務を行う。

（3）前条第3号の資料を保管する。

第7条 会計の任務は、次のとおりとする。

（1）予算に基づき、P T A 活動の一切の会計事務を行う。

（2）予算の立案及び決算報告を行う。

第8条 担当する事務は次のとおりとする。

（1）給食試食会準備

（2）代々木交通安全父母の会講習

（3）救急法講習会

（4）警視庁見学

（5）八幡宮例大祭パトロール

（6）フェスタ上富手伝い

（7）凧あげ手伝い

（8）スポーツフェスティバル

（9）富谷二丁目看板出し

（10）防災訓練

（11）卒業を楽しむ係

（12）陸上記録会係

（13）鼓笛衣装係

（14）社会を明るくする運動

（15）学習発表会

（16）図書ボランティア

（17）漢字検定

2 会長はその他必要な係を設置することができる

（慶弔）

第9条 会員及び児童に係る慶弔金は、次のとおりとする。

（1）会員及び児童の死亡 1万円

（2）会員の罹災（水害、火災等） 5千円

（3）その他役員会で必要と認めたとき 5千円

2 P T A 会員として贈る慶弔金に対しては、返礼を行わないものとする。